

保護者様

山江村立山江中学校  
校長 津留 優祐

## 出席停止について

お子様は、学校感染症と診断されましたので、学校保健安全法に基づき、出席停止を指示します。

- ※お願い
- 医師の診断がありましたら、すぐに学校へご連絡ください。
  - 今後、お子様を登校させられるときには、医師の診察を受け、右の用紙に証明をもらわれてから、お子様に持たせて登校させてください。

### 【参考】

#### 1 学校において特に予防すべき感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

※ その他の感染症として、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など、周囲の流行状況や医師の意見によって出席停止の取扱になるものもあります。

#### 2 主な学校感染症の出席停止期間の基準

インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	すべての発疹が消えるまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	症状が消えた後2日を経過するまで
流行性角結膜炎(はやり目)	医師において感染のおそれがないと認められるまで

## 出席停止意見書

- 1 学年・組 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_組
- 2 名 前 \_\_\_\_\_
- 3 病 名 \_\_\_\_\_
- 4 出席停止期間 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から  
\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで

## 登校証明書

学校長様

上記の疾病は { 治癒しました  
感染のおそれがなくなりました }  
ので、登校にさしつかえないことを証明します。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

担当医  
\_\_\_\_\_